

刈谷市産業振興センター 会議室

利用のご案内



会議室利用のご案内

利用申込み

1 申込方法

施設窓口または刈谷市公共施設予約案内システム（事前登録必要）

2 受付期間

施設窓口

利用日の3か月前の月の1日（1月のみ4日）から利用日の前日まで（休館日を除く
午前9時から午後5時）

公共施設予約案内システム

利用日の3か月前の月の1日から利用日の前日まで（24時間可能）。また、利用日の
4か月前の月の10日から19日の間に抽選申込みできます。（詳細は、刈谷市公共施設
予約案内システム「利用者ガイドブック」参照）

3 利用時間

午前	午後	夜間
午前9時から午後0時	午後1時から午後5時	午後6時から午後10時

4 利用日数

連続の場合は5日間まで

利用の制限

公序良俗に反するおそれがあると認められるとき、当施設若しくは附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき、又は管理上支障があると認められるときは使用を許可しないことがあります。

使用許可の変更・取消等

1 使用許可の変更

- (1) 会議室を使用する権利は、第三者に譲渡・転貸することはできません。
- (2) 利用日の3日前を過ぎての変更はできません。

2 許可の取消及び中止

次の場合には、許可の取消又は使用の中止を命ずることがあります。

- (1) 利用者が許可の条件、当センターの規則、管理者の指示に従わないとき。
- (2) 他の利用者の迷惑になる行為があったとき。
- (3) その他管理者が必要と認めたとき。

使用上の注意

1 資材等の持ち込み

- (1) 会議室に机・パネル等を持ち込む場合は、予め管理者の承認を受けてください。
- (2) テキスト・資料等を当センターあてに郵送・配達される場合は、利用時間内に直接お受け取りください。

利用当日の注意

2 来場者への案内

利用内容に関する外部からの照会、利用当日の会議室への電話の取次ぎには応じられませんので、案内状・広告・チラシ等に、必ず主催者の連絡先を明記してください。

3 物品販売等の禁止

会議室での展示・物品販売はできません。

4 火気等の使用禁止

会議室での火気・水等使用はできません。

5 演奏等の禁止

会議室での演奏・カラオケ・合唱等はできません。

6 パーティ

パーティ会場として利用できるのは、401会議室のみです。ただし、パーティのみでの利用はできません。

7 装飾施工の禁止

会議室内および施設内には、ポスター・看板等の掲示はできません（指定掲示板は除く）。天井・床面・壁柱・ガラス面・扉等に、画鋏・接着テープ・糊・釘・針金等で直接工作、又は貼り紙等はできません。

1 入退室時の確認

利用者は開始時には、使用許可書を事務室受付へ提示し（予約案内システム申込は除く）鍵等を受け取ってください。終了時には会議室使用報告書の提出と鍵等の返却をしてください。なお、鍵を施設外へ持ち出さないでください。

2 後片付け

備付の机、椅子等は、必ず元の位置に戻してください。

3 ごみ処理

ごみ置場はありませんので、ごみはその日のうちに持ち帰ってください。また、汚した場合は清掃をお願いします。

4 盗難防止

施設内での盗難・紛失については、一切責任を負いかねますので、盗難予防については主催者側で責任をもって行ってください。

夜間は機械警備（出入口・窓に赤外線感知装置）だけとなり、人的警備は行いません。

5 忘れ物

忘れ物は、主催者が持ち帰り、所有者に返却してください。

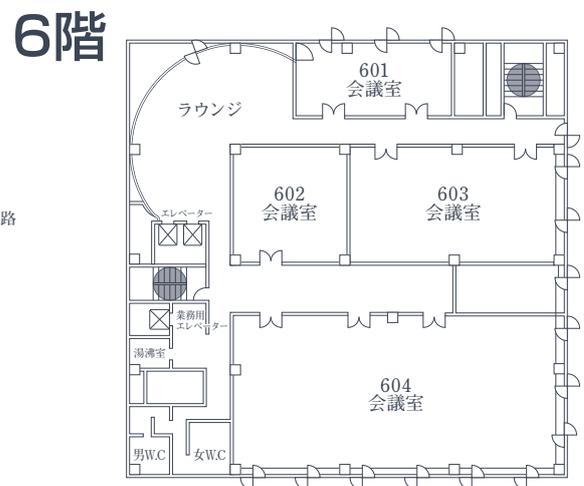
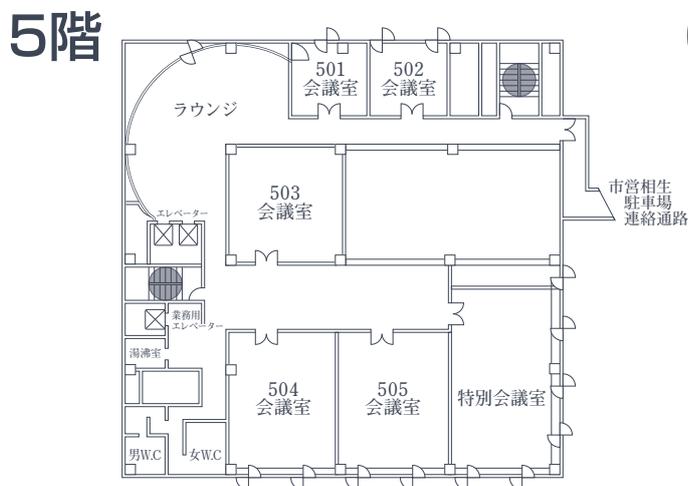
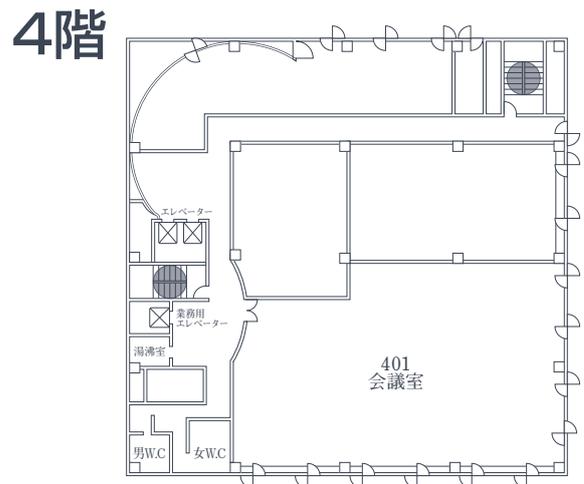
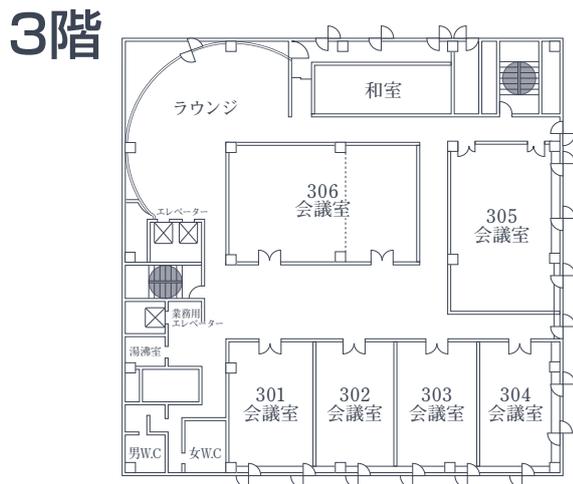
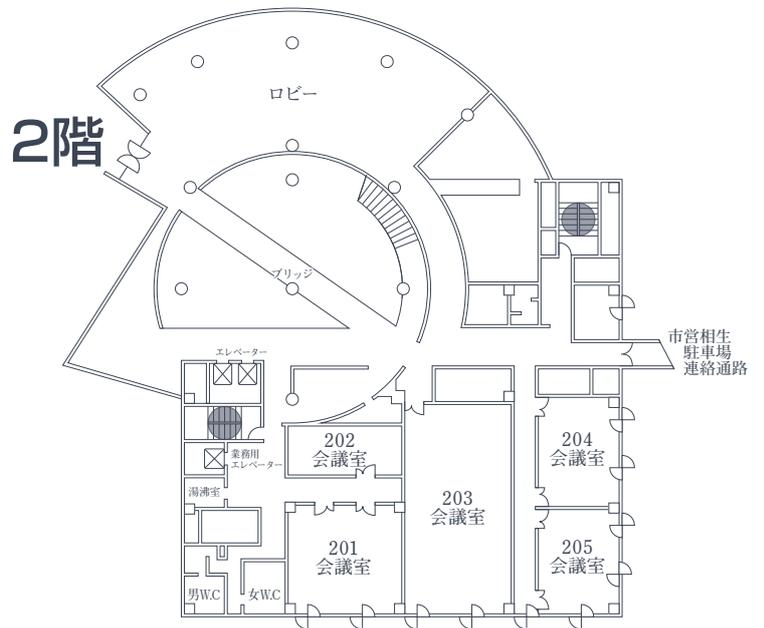
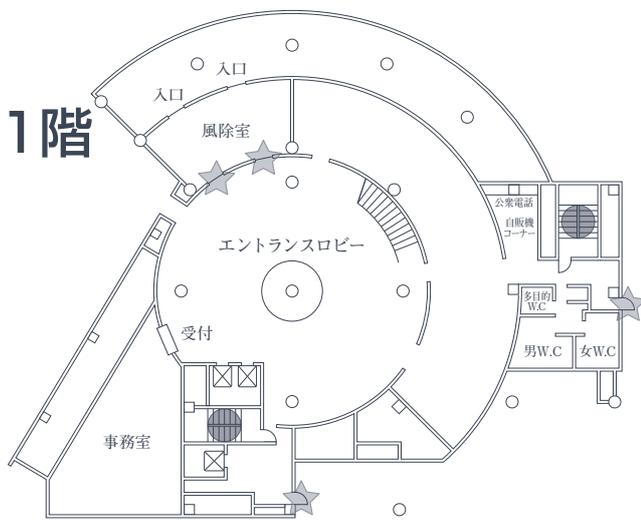
会議室概要及び使用料

階	会議室	会議室概要				使用料			
		定員/人	型式	机・椅子数量	面積/㎡	午前	午後	夜間	全日
2F	201	30	口の字	机10 椅子30	70.52	1,600	2,200	2,200	5,500
	202	18	口の字	机6 椅子18	32.25	800	1,000	1,000	2,600
	203	48	スクール	机24 椅子48	123.60	2,900	3,900	3,900	9,700
	204	16	固定	セット机 椅子16	48.97	1,100	1,500	1,500	3,800
	205	14	固定	セット机 椅子14	46.61	1,100	1,500	1,500	3,800
3F	301	30	スクール	机10 椅子30	62.37	1,400	1,900	1,900	4,900
	302	30	スクール	机10 椅子30	62.37	1,400	1,900	1,900	4,900
	303	30	スクール	机10 椅子30	62.37	1,400	1,900	1,900	4,900
	304	30	スクール	机10 椅子30	62.37	1,400	1,900	1,900	4,900
	305	42	スクール	机21 椅子42	100.86	2,400	3,200	3,200	7,900
	306	48	口の字	机16 椅子48	120.40	2,800	3,800	3,800	9,500
	和室	16	18畳	座卓4 座椅子16	18畳	1,400	1,900	1,900	4,900
4F	401	176	スクール	机88 椅子176	306.10	7,300	9,700	9,700	24,000
5F	501	12	口の字	机4 椅子12	33.60	800	1,000	1,000	2,600
	502	12	口の字	机4 椅子12	33.60	800	1,000	1,000	2,600
	503	16	固定	セット机 椅子16	71.38	1,700	2,300	2,300	5,800
	504	45	スクール	机15 椅子45	90.47	2,100	2,800	2,800	7,100
	505	45	スクール	机15 椅子45	83.93	2,000	2,600	2,600	6,600
	特別会議室	30	固定	セット机 椅子30	113.98	2,700	3,600	3,600	9,000
6F	601	16	固定	セット机 椅子16	67.20	1,600	2,200	2,200	5,500
	602	30	口の字	机10 椅子30	73.96	1,700	2,300	2,300	5,800
	603	63	スクール	机21 椅子63	134.16	3,200	4,200	4,200	10,500
	604	156	スクール	机52 椅子156	287.98	6,900	9,200	9,200	22,500

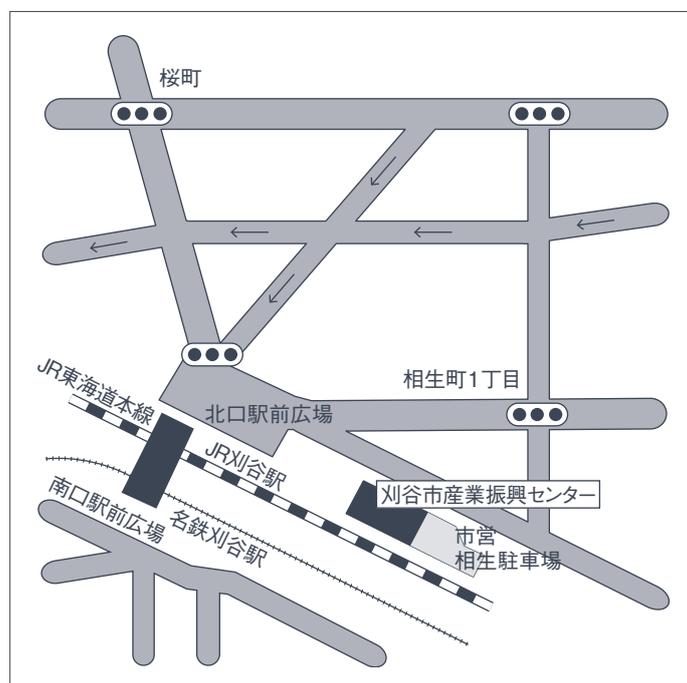
(1) 刈谷市、碧南市、安城市、知立市、高浜市、東浦町以外の方が利用される場合は、上記使用料の5割に相当する額を加えた額となります。

(2) 利用日の3日前を過ぎてのキャンセルは使用料をお返しできません。

施設配置図



● 非常階段 ★ 非常口



受付時間 休館日を除く 午前9:00～午後5:00
 休館日 毎月第2水曜日及び12月29日～1月3日
 (第2水曜日が祝日にあたる場合翌日)
 刈谷市産業振興センター(〒448-0027 刈谷市相生町1丁目1番地6)
 TEL : 0566-28-0555 FAX : 0566-28-0505